



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティデザイン研究所 WALK

3 代表者の氏名

堀 内 照 夫

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那316番地

5 定款に記載された目的

この法人は、住民の意見を積極的に取り入れ、環境、文化、歴史などを大切にしながら、独創的で特色あるまちづくりを目指し、後世に残るゆとりある地域社会形成を目的とする。また、まちづくりを通じて社会教育の推進を図る。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野国際観光プロモーション
- 3 代表者の氏名
大 谷 毅
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野桜枝町838番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、海外からの観光旅客等の来訪の促進に必要な事業を行うことにより、県民一人ひとりが、グローバルな視点で、信州の美しい自然や個性ある文化などの地域資源を再発見し、磨きながら地域づくりを進める機運を高めるとともに、海外からの観光旅客に対して、真心のこもったおもてなしを提供できるような体制作りを通じて、県民一人ひとりが国際社会の一員としてグローバルな視野に立った社会づくり、まちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成15年度大気常時監視測定機器保守点検業務委託

(2) 役務の特質

大気常時監視測定機器保守点検業務実施要領による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 入札の方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部公害課

電話 026(235)7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月3日 午後1時30分

イ 場 所 長野県庁議会棟403会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札者は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

公 害 課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キラヤ黒田店

飯田市上郷黒田1549-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)キラヤ

飯田市松尾上溝3090-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)キラヤ	午前10時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)キラヤ	午前10時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	変 更 前	変 更 後
駐 車 場 ①-1	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前9時30分から 午前0時30分まで
駐 車 場 ①-2	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前9時30分から午後8時まで

4 変更する年月日

平成15年4月10日

5 届出年月日

平成15年3月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年3月24日から平成15年7月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行を認可しました。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地区画整理事業の名称
佐久市野沢本町沿道整備土地区画整理事業
- 2 施行者の名称及び住所
佐久市 佐久市大字中込3056
- 3 事業施行期間
平成15年3月24日から平成17年3月31日
- 4 施行地区
佐久市大字野沢字居屋敷、字下木戸及び字北田の各一部
- 5 事務所の所在地
佐久市大字中込3056 佐久市建設部区画整理課内
- 6 施行認可の年月日
平成15年3月18日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
佐久市役所掲示板に掲示する

都市計画課

○公 告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

宅地建物取引業者

- | | |
|----------|------------------|
| 1 名 称 | 軽井沢リゾート開発株式会社 |
| 2 代表者氏名 | 山 口 登志昭 |
| 3 事務所所在地 | 北佐久郡軽井沢町軽井沢東70番地 |
| 4 免許番号 | 長野県知事(6)第2646号 |
| 5 免許年月日 | 平成10年4月13日 |

建築管理課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月24日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成15年度内管検査・消費機器調査業務委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約の日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

小諸ガス管理事務所、篠ノ井ガス管理事務所及び須坂ガス管理事務所の管内

(5) 入札の方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 内管検査・消費機器調査委託業務に関し、その業務を的確に履行するための知識と経験を有する者であること。
- (5) 点検業務に従事する者は、(社)日本ガス協会の定める需要家ガス設備点検員資格認定業務規則の規定に基づく資格認定証の交付を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局ガス課

電話 026(235)7380

4 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月9日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁議会棟402会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けない。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年4月2日(水)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に

参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

ガ	ス	課
---	---	---

正 誤

平成15年3月6日付け長野県告示第121号「病院、診療所又は薬局」中

ページ	行(箇所)	誤	正
160	表中4行目	平成14年12月27日	平成14年12月31日

平成15年3月6日付け長野県告示第122号「1 病院、診療所又は薬局」中

ページ	行(箇所)	誤	正
161	表中2行目	のむら医院	のむら内科医院

平成15年3月6日付け長野県告示第123号

ページ	行(箇所)	誤	正
162	表中5行目	松本市中央2丁目1番24号	松本市中央2丁目7番24号